

平成 29 年 2 月 22 日

バーゼル銀行監督委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

市中協議文書「コルレス銀行業務に関する改訂付属文書」に対する意見について

貴委員会が、昨年 11 月 23 日付で公表した市中協議文書「コルレス銀行業務に関する改訂付属文書」に対し意見提出する機会が与えられたことに感謝の意を表す。

以下の意見が貴委員会での本件の検討の助けとなることを期待する。

1. 付属文書 2 「コルレス銀行業務」へのコメント

(1) 「Ⅱ. コルレス銀行業務の提供におけるリスク・ベース・アプローチ」関係

①パラグラフ 7

コレスポンデント銀行がリスク評価を行う際の留意点として、国(法域)によっては、法令により評価に必要ないくつかの情報を提供できない場合があり、その場合は、その情報の提供が受けられないことだけをもって高リスクとすべきでないことを明示すべきである。

②パラグラフ 7 (1) (b)

「口座にアクセス可能」が何を意味しているかを明確にすることは有益であると考えられる。具体的には、「口座にアクセス可能」はグループ会社の「ネステッド」口座を意味するのか、それとも「payable through」型のアクセスを意味することを意図しているのか。これら 2 つはリスクが異なり、レスポンデント銀行が適切にグループ会社間口座をモニタリングすると規定しているのであれば、「payable through」型のアクセスよりも、「ネステッド」口座の方がコレスポンデント銀行にとってリスクが低い。

③パラグラフ 7 (1) (c)

- 「『ネステッド』関係」については、特に「B. ネステッド(ダウンストリームの)コルレス銀行業務」で説明が加えられており、リスクインディケータとして使用する場合に、この「B」の説明を考慮することを注記すべきである。ネスティング(ダウンストリームのコルレス銀行業務)は、開発途上国や地域の小規模の金融機関等に非常に大きな影響があるため、de-risking の観点から丁寧に扱う必要がある。
- 「ネステッド」リレーションシップと「payable through」は、リスクプロファイルが異なっている。リスクベースの意思決定の精度を高めるために、別々に扱われるべきである。

④パラグラフ7 (2) (d)

「顧客の全タイプ」については、KYCC (Know Your Customer's Customer : 顧客の顧客を確認すること) を求めるものではなく、あくまでもレスポンド銀行のカスタマーベースをハイレベルで理解するためのものであることを注記すべきである。

de-risking の要因の一つと考えられる KYCC を求めるものではないことを明確にする必要がある。

⑤パラグラフ7 (3) (j)

「銀行規制および監督の質および実効性」について、ガイダンスが基準を示すことは、顧客管理に期待される水準を合わせるために有用であると考ええる。

(例 : FATF のブラック/グレーリストに載っていない 等)

⑥パラグラフ14

「ネステッド」関係の評価を行う際の留意点として、国(法域)によっては、法令により評価に必要ないくつかの情報を提供できない場合があり、その場合は、その情報の提供が受けられないことだけをもって高リスクとすべきでないことを明示すべきである。

(2) 「Ⅷ. リスク管理」関係

①パラグラフ37

○「業務関係は、提携銀行の役割および責任を明確に定義した契約書で正式に決定すべきである」について、具体的な例を示すことは、ガイダンスの利用者にとって有用であると考ええる。

(例 : 要求された KYC (デューデリジェンス/追加的デューデリジェンス) 情報を提供し、支払に関する RFI (情報依頼書) に XX 日以内に回答する。)

○「役割および責任」が何を意味しているのか、明確にすべきである。「業務関係を終了または限定する際の通知期間」という例は、重要ではあるが、「役割および責任」ではない。

○「契約書で正式に決定すべきである」について、コルレス銀行業務関係の中には、SWIFT の RMA のように二者間の文書にもとづかないものもあるため、契約書に限定すべきではない。バーゼル銀行監督委員会が意図して行う場合を除き、ガイダンスは、業界の標準的な慣行に矛盾または否定するべきではない。したがって、「すでに、業界の標準的な慣行があるのであれば、必ずしも契約書による必要はない。」ことを明記すべきである。また、バーゼル銀行監督委員会が意図して行う場合であっても、国際的な支払フローへの混乱を避けるために、業界の標準的な慣行に矛盾または否定するような変更については、業界団体との協議が行われるべきである。

(3) 「ボックス1」関係

○レスポンド銀行の顧客基盤に関する情報が、実際に KYC ユーティリティで取得できるのであれば、さらに詳述することを歓迎する。ただし、詳細な情報をガイダンスに含めることを決定する前には、そのような情報が取得できることを確認すべきであ

る。もし詳細な情報を取得できるかどうかを確認することなくガイダンスに含めるのであれば、詳細な情報が取得できる場合に限り当該記載が適用できることを、ガイダンス上で明確に述べるべきである。

- KYC ユーティリティの有用性自体は認めるが、万能ではなく限界があることも併記すべき。例えば、本ガイドラインに記載がある(i)～(iii)の情報は、少なくとも、現在利用している第三者データベースからは入手困難であるし、第三者データベースが複数存在すればかえって非効率となる場合もあり得る。
- KYC ユーティリティから入手する情報として、「(iii)一般の母集団に比べて、顧客基盤に占める一定の高リスクカテゴリー（PEPs 等）の割合が高すぎるかどうか。」とされているが、これについては不要である。リスクを評価する主体によって、何が高リスクカテゴリーなのか、あるいはどのレベルが「高すぎる」のかは異なる。その結果として、評価結果は変わりうるのであって、KYC ユーティリティのような外部データベースから入手する情報としては不適切である。
- 「メッセージフローの分析」については、レスポナント銀行の一部のフローしかない場合など、KYC のユーティリティとしては十分に機能しないことが多いと想定されることから、削除すべきである。（なお、レスポナント銀行のトランザクションのモニタリングなど限られた分野で使えることを否定するものではない）

(4) 「ボックス2」関係

- コルレス先の AML/CFT の方針・手続の評価について、パラグラフ 21、22 の記載のみで十分である。ガイダンスが過度に詳細な場合、規制機関によっては、ガイダンスに規定された情報源を利用することが義務であると解釈するおそれがある。もし詳細を記載するのであれば、前述の理由のほか、必ずしもコルレス先からの入手が容易でないものもあり得るため、例示という位置付けとすべき（例えば、例として出されている「内部監査報告書」は、銀行によっては対外秘としていると考えられる）。
- パラグラフ 21 において、レスポナント銀行に関する AML/CFT 管理の評価の例示として、「例えば、制裁対象スクリーニング等、レスポナント銀行の AML/CFT に係る手続き・システムに関する文書を入手し…」と記載されているが、詳細に記述しすぎており、実務上対応困難なものもある。手続やシステムなどの内部文書そのものを入力して評価するのではなく、より概括的な記載として、AML 主要な規定の有無や運用状況の確認、内部監査部門によるレビューの実施状況などを適切な方法で確認することを明確にすべきである。

(5) 「ボックス3」関係

ペイメントメッセージに含まれる特定の情報のリスト、および、考慮する必要があるメタデータの必要条件について記載することは有用であると考え。 (ペイメントメッセージに含まれる情報の例：送金人および受取人の完全な法人名、国名を含んだ住所/メタデータの条件の例：国名—正式名、省略名、ISO に規定されている 2 文字または 3 文字のコード)

2. 付属文書4「口座開設に対する一般ガイド」へのコメント

(1)「I. はじめに」関係

①パラグラフ6bis.

KYC ユーティリティは、CDD を行う上で、適切に利用可能な範囲を決定した上で、“補完的に” 使用することは意味がある。ただし、誤解を生まないように、KYC ユーティリティのみに依存して CDD を完了することはできないことを明確に記載すべきである。

以 上